

総社市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する審査基準

【許可対象者審査基準】

- 1 申請者が自ら業務を実施すること。
個人の場合は、申請者本人が業務を実施し、法人の場合は従業者名簿に記載された者が業務を実施するものであること。
- 2 本市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
「収集又は運搬が困難である」とは、平成 15 年 3 月 17 日環廃対 213 号環境省課長通知を基に判断する。
- 3 申請の内容が本市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 4 申請者が市内に住所（法人の場合は事務所）を有していること。
- 5 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 5 項第 4 号の規定による、次のいずれにも該当していないこと。
 - イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ニ 法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 3 2 条の 3 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ホ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 1 4 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（法第 1 4 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に

対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号，法第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において，ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で，当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※1 イの規定における環境省令で定めるものとは，精神の機能の障害により，廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を指す。（法施行規則第2条の2の2を参照。）

※2 ニの規定における政令で定めるものとは，大気汚染防止法，騒音規制法，海洋

汚染等及び海上災害の防止に関する法律，水質汚濁防止法，悪臭防止法，振動規制法，特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律，ダイオキシン類対策特別措置法，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を指す。（法施行令第4条の6を参照。）

※3 ト，ヌ及びルの規定における政令で定める使用人とは，法施行令第4条の7に規定される申請者の使用人で，本店又は支店（商人以外のものであっては，主たる事務所又は従たる事務所）及び継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で，廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権原を有する者を置くものの代表者を指す。（法施行令第4条の7を参照。）

- 6 申請者が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- 7 申請者が法人の場合にあっては，その役員又は法第7条第5号第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- 8 申請者が個人の場合にあっては，法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうち暴力団員等がないこと。
- 9 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有するものとして，申請者本人（法人の場合は代表者，事業場の代表者又は法人の業務を行う役員）が過去5年以内に次の講習を修了していること。

一般廃棄物（ごみ）処理業者実務管理者講習（一般財団法人日本環境衛生センター）

- 10 一般廃棄物の収集運搬を確実かつ適確に，継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断できること。

資金計画書，個人の場合は資産に関する調書，銀行等の預貯金残高証明書，金融機関等の融資証明書等，法人の場合は，直近2年分の決算書（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表を含む）等を提出させ審査基準に基づき判断する。

- 11 市税を完納していること。

個人の場合は，代表者の総社市税の完納証明書。

法人の場合は，法人の完納証明書及び法人市民税の納税証明書直近2年分と代表者の総社市税の完納証明書。市外在住者である場合は，居住する市区町村の市税の完納証明書（滞納が無いことの証明書）。

- 12 一般廃棄物の収集運搬を適切に実施しており，また，処理状況報告書等提出すべ

き書類を滞りなく提出していること。(※更新の場合)

【事務所審査基準】

- 1 申請者が市内に事務所を有し、その所有権を有しているか又は使用する権原を有していること。なお、申請者が法人の場合は、総社市に法人市民税に係る法人設立（設置）申告書を提出していること。

なお、本項について、し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業に係る許可においては、申請者が市内に事務所を有するという基準は適用しないものとする。

- 2 事務所には従業員が常駐し、いつでも市からの連絡がとれること。
- 3 一般廃棄物の収集運搬に関する帳簿を備えていること。

イ 帳簿に記載の事項

- ・ 収集運搬年月日
- ・ 収集区域又は受け入れ先
- ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

ロ さらに更新許可申請の場合は、次の事項

- ・ 帳簿は、1年ごとに閉鎖されていること。
- ・ 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存されていること。

【収集運搬車両審査基準】

- 1 申請者が車両の所有権を有していること又は使用する権原を有していること。
- 2 収集運搬車両は、パッカー車やダンプ等（し尿・浄化槽汚泥の収集運搬はバキューム車、バキュームダンパー車等）であり、吉備路クリーンセンター又は総社市一般廃棄物最終処分場（し尿・浄化槽汚泥の収集運搬はアクアセンター吉備路）への搬入に支障がないものであること。
- 3 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに汚水や悪臭が漏れるおそれがないものであること。

なお、パッカー車の場合は、汚水タンクを有していること。無蓋車の場合は、シート類その他の所要の付属品を常備していること。

- 4 車両の両面に法人の名称（個人の場合は屋号等）が表示されていること。（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。）

なお、その名称の表示は、塗装で行われ、文字の大きさは一文字当たり縦横8 c m以上であり、文字の色は車体の色に対し判明しやすいものであること。

【車庫審査基準】

- 1 申請者が市内で滞りなく収集運搬業務を行うことのできる車庫を有し、その所有権を有していること又は使用する権原を有していること。

- 2 車両台数に対して、車両を完全に駐車できる面積であること。
- 3 周囲に悪臭及び汚水漏れ等により害又は迷惑を及ぼすことがないよう管理できる車庫であり、廃棄物の飛散、流出及び汚水の地下浸透等がなく清潔に保たれていること。

【洗車施設審査基準】

- 1 申請者が市内で滞りなく収集運搬業務を行うことのできる洗車施設を有し、その所有権を有していること若しくは使用する権原を有していること又は使用できる洗車施設（ガソリンスタンド等）を確保していること。
- 2 洗車時の汚水の地下浸透及び洗車施設外への流出を防止する構造であること。
- 3 洗車時の汚水の処理設備（グリストラップ、流出物を除去できる溜めます等）を有していること。

【積替え施設審査基準】

- 1 申請者が積替えを行う場合は、市内で滞りなく収集運搬業務を行うことの出来る積替え施設を有し、その所有権を有していること又は使用する権原を有していること。
- 2 積替え施設は、総社市一般廃棄物処理業（収集、運搬）に係る積替え・保管の取扱要領に定める基準を満たす施設であり、一般廃棄物の積替え場所であることの表示がされていること。
- 3 積替えを行う場合に、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び汚水が地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること。
- 4 積替え・保管の状況が明らかにできるよう計量結果又は積替え・保管をする一般廃棄物の状況を記録できる帳簿を備えていること。

【標準処理期間】

本審査基準における行政手続法第6条の規定による標準処理期間は60日とする。

設定年月日：令和2年12月24日

改正年月日：令和4年11月 1日

改正年月日：令和6年 4月 1日